

指名停止等一覧表

(期間 平成30年1月1日 ~ 平成30年3月31日)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
1	株式会社 昭林	岩手県盛岡市南大通 2丁目10番28号	平成30年2月19日から平成30年3月18日 (1ヶ月間)	別表第2 第16号 (不正または 不誠実な行 為)	<p>当該事業者は、平成29年11月25日付け及び平成29年8月3日付けで東北森林管理局岩手南部森林管理署遠野支署と売買契約を締結した立木販売において、社内の意思伝達、指揮命令、情報共有不足、社員教育などの不備により、販売区域外(279林班は3小班)の生立木74本、材積90.05m³を誤って伐採した。</p> <p>このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正または不誠実な行為)及び「国有林野事業の実行に係る民間事業における労働安全衛生確保対策の具体的推進について」4(2)に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。</p>

(注) 該当事項の欄には「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。